

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会
まちづくり施策助成金に係る予算の執行に関する要綱

1. 目的

本要綱は、新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用に関するマニュアル7に記されているまちづくりを促進するための施策（以下「まちづくり施策」という。）を実施しようとする事業者等への助成に対し、必要な事項を定めることにより、適正に助成金を交付することを目的とする。

2. 助成対象事業

助成金の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、公益性を有する事業とし、まちづくり施策の内容に合致するものとする。

3. 助成事業の実施期間

事業の実施期間は、本協議会の事業年度を基準とし、当該事業年度内に完了する事業とする。ただし、事業の内容により次期事業年度に至る場合は、この限りではない。

4. 助成対象となる事業者

(1) 助成事業を申請できる事業者は、次のすべての項目を満たす者とする。

① 次のいずれかであること

ア 新宿駅西口地区駐車場地域ルール適用地区内の土地又は建物の所有者

イ 新宿駅西口地区駐車場地域ルール適用地区内で活動している又は活動を開始しようとする団体又は法人

② 事業を実施する能力があること

③ 個人の場合は本人が、法人の場合は代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと及び暴力団等が事実上参画していないこと

5. 助成金の額

(1) 各事業年度の助成する総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(2) 1件当たりの助成する金額は、申請しようとする助成事業に要する補助対象費の原則1/2とする。

(3) 補助対象費は次のとおりとする。ただし、消費税等及び他の補助金等の補助対象費を除く。

①施設および設備の改善・購入・設置する事業

「施設及び設備の購入費」

②上記以外の事業

事業の実施に要する「直接経費」

6. 助成事業の募集

助成事業の募集の詳細は、別に本協議会が定める募集要項によるものとする。

7. 申請手続き

助成事業の申請を行おうとする事業者（以下「助成事業申請者」）は、規定の様式により、本協議会代表理事宛に申請する。

8. 事業の選定

本協議会は、選定にあたり提出された申請書一式の内容を基に新宿駅西口地区駐車場地域ルールに関する協定書第9条より新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会（以下「運営委員会」という。）における審議結果を踏まえ新宿区と協議し、助成事業の選定を行うものとする。

9. 交付決定の通知

本協議会代表理事は助成事業申請者に対し、選定結果に基づく助成金額等の内容及び交付の条件がある場合はそれらを記載し、交付決定を通知する。

10. 変更の手続き

(1) 前条に基づく交付決定を受け助成事業を実施する者（以下「助成事業実施者」という。）は、交付決定後の事情の変更により、事業内容の変更、事業費総額の変更等、交付決定内容を変更しようとするときは、あらかじめ本協議会代表理事に書面で申請し、承認を受けなければならない。

(2) 第8条及び第9条の規定は前項に基づく変更の申請があった場合に準用する。

11. 助成事業の中止

助成事業実施者は、助成事業の全部または一部を中止しようとする場合は、書面を本協議会代表理事に提出し、承認を受けなければならない。

12. 事業完了届の提出

助成事業実施者は、助成事業が完了した時は、完了した日から15日以内に、完了届を本協議会代表理事に提出しなければならない。

13. 助成金の確定

本協議会は、申請事業の完了届の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、本協議会代表理事が助成事業実施者に通知するものとする。

14. 助成金の支払い

助成金は、事業完了後に交付すべき額が確定した後に助成事業実施者からの請求に基づき支払うものとする。

15. 財産の管理等

(1) 助成事業実施者は助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、管理者に十分な注意をもって管理させ、助成金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 助成事業実施者は、取得財産等について管理台帳等により管理し、助成事業が完了した日から10年間は処分することができないものとする。ただし、10年以内に

本協議会が正当な理由があると判断した場合には取得財産等を処分することができる。

- (3) 助成事業実施者が前項の規定に反して取得財産等を処分する場合は、交付を受けた助成金を本協議会に返還しなければならない。
- (4) 助成事業実施者が取得財産等を第三者に譲渡する場合は、助成事業実施者は、被譲渡人に対し財産の管理等に係る義務を承継しなければならない。取得財産等を第三者に譲渡した旨を本協議会に届け出なければならないものとする。それ以降、被譲渡人は、前3項に係る財産の管理等の義務を負うものとする。

16. 運営委員会への報告

本協議会は、助成事業の選定結果、実施状況等について、年1回運営委員会への報告を行うものとする。

(附則) この要綱は、2023年8月2日から施行する。